

新旧の比較対照表	
新	旧
<p>(見なし修得)</p> <p>第27条 下記各号の定めに該当するときは、高等学校学習指導要領の通信制課程に関する特則に基づき、当該履修時間を免除して当該教科・科目の単位修得を認定することができる。</p> <p>(1) 大学入学資格検定(昭和26年文部省令第13号) および高等学校卒業程度認定試験(平成17年文部科学省令第1号)において合格点を得た場合には、それに相当する教科・科目の単位を修得したものと見なすことができる。</p>	<p>(見なし修得)</p> <p>第27条 下記各号の定めに該当するときは、高等学校学習指導要領の通信制課程に関する特則に基づき、当該履修時間を免除して当該教科・科目の単位修得を認定することができる。</p> <p>(1) 大学入学資格検定(昭和26年文部省令第13号)において合格点を得た場合には、それに相当する教科・科目の単位を修得したものと見なすことができる。</p>